申立書追加記載例

【二重開始のとき】

「なお、上記不動産については、すでに御庁令和○○年(○)第○○号事件において担保不動産(強制)競売開始決定がされている。」

【一括競売(民法389条1項)のとき】

~ 初めから一括競売で申立てる場合 ~

「なお、別紙物件目録記載の建物については、別紙担保権目録記載の○○権が設定されていないが、その敷地である同目録記載の土地は同○○権設定時には更地であって同建物は同○○権の設定後である令和○○年○○月○○日築造されたものであるから、民法389条1項に基づき、土地と一括して競売を求めるものである。」

~ 追加申立ての場合 ~

「債権者△△△△は、債務者△△△に対し、別紙請求債権目録記載の(根)抵当権に基づき、別紙物件目録記載の不動産(土地)につき、令和△年△月△日、御庁に担保不動産競売を求め、同事件は令和△年份第△号として係属している。債権者は、今般、先に申し立てた前記同事件に追加して同土地上の建物について、民法389条1項の一括競売を申立てる。

すなわち、別紙物件目録記載の建物については別紙担保権目録記載の(根) 抵当権は設定されていないが、その敷地である別紙物件目録記載の土地は同 (根)抵当権設定時には更地であって、同建物は同(根)抵当権の設定後であ る令和△年△月△日築造されたものであるから、民法389条1項に基づき、 土地と一括して競売を求める。

なお, 先行の上記令和△年/分第△号に, 本件を併合することを上申する。」

【仮差押の本執行の場合】

「なお、本件は、令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇号仮差押(〇〇地方裁判所令和〇〇年(ヨ)第〇〇号仮差押命令申立事件)の本執行の申立てである。」